

ロシアの法律事務所が記入した回答を含む海外質問票¹

<設問>

Q1：2010年4月以降の制度等の変更の有無

2010年4月以降、貴国において、先使用権に関する制度等の変化（法律の改正、規則・運用の変更、裁判上での運用の変更、勝訴・敗訴の割合の傾向の変化など）はありましたでしょうか。変化があった場合には、その時期、背景をお教えてください。なお、我々の理解は以下です。

<我々の理解>

制度等の変化無し

<回答>

2014年10月に、民法第IV部を改正する連邦法が施行された。同法により、特に、民法第1361条が改正され、先使用権の根拠として、先に使用された同一の解決のみではなく、特許発明とは**均等な特徴のみ**が異なっている解決も含まれることとなった（下記のQ2の回答を参照）。

<設問>

Q2：先使用権の根拠条文

先使用権に関する条文、規則について、お教えてください。

<回答>

民法第1361条は、2014年3月12日付の連邦法第35-FZ号により、次のように改正された。

「第1361条 発明、実用新案又は意匠の先使用権

1. 発明、実用新案又は意匠の優先日（第1381条及び第1382条）より前に、発明者から独立して創作した同一の解決又は**発明と均等な特徴のみが異なる解決（第1358条第3項）**をロシア連邦領域内で善意で使用していた者、又は、当該使用のために必要な準備をしていた者は、当該使用の範囲を拡大することなく、引き続き同一の解決を自由に使用する権利を保持するものとする（先使用権）。
2. 先使用権は、同一の解決の使用又は使用のために必要な準備が行われた事業とともにする場合にのみ、他人に移転することができる。」

<設問>

Q3：詳細な文書の有無

先使用権に関する条文、規則について、以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

ロシア連邦最高仲裁裁判所最高会議（presidium）2007年12月13日第122号通達（information letter）。仲裁裁判所による、知的財産法の施行に関連した訴訟手続に関する再審理

仲裁判決の判決文：特許法に関する争点8（特許法第12条に関する争点）において、先使用権は裁判所の判決に基づき生じるものではないが、ロシア連邦特許法第12条に定める要件が満たされている場合に、裁判所に対して先使用権の確立の請求を伴う申立てを行うことができる可能性は排除されないと示された。

<回答>

2014年11月14日に発行された「先使用権をめぐる紛争関連の事項についての背景文書」第SP-21/14号の中で、上記と同じ見解が知的財産権裁判所によって確認されている。背景文書の1項は「先使用権は裁判所の決定によって生じるのではなく、民法第1361条（1）に定められた条件が存在することによって生じるので、先使用は、発明、実用新案又は意匠に対する排他的権利の侵害に係る訴訟において、被告の反論の根拠として、及び、先使用権を（確立する）認定に係る個別の主張（反訴を含む。）を裁判所に申し立てる根拠として用いることができる。」という立場を示している

<http://ipcmagazine.ru/official-cronicle/on-matters-relating-to-disputes-about-the-right-of-prior-use>。またロシア連邦最高裁判所は、2015年9月23日付の「知的財産権の保護に係る紛争解決に関連す

¹ 特許庁委託の平成27年度産業財産権制度問題調査研究において、海外質問票をロシアの法律事務所（Gorodissky & Partners (Mr. Yuri Kuznetsov | パートナー / ロシア弁理士) <http://www.gorodissky.com/>）に送付し、これに対して法律事務所が記入した回答を含む海外質問票の全文です。ロシアの法律事務所に対しては、英語で海外質問票及び回答を得たところ、法律事務所が記入した回答を含む海外質問票の全文の和訳を掲載しています。<我々の理解>の記載については、特段の記載がない限り、「平成22年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業「先使用権制度に関する調査報告書」社団法人日本国際知的財産保護協会 2011年3月」の結果を参考にして作成され、事前に回答者に示されたものです。また、<設問>又は<我々の理解>においてウェブサイトのURLを付記した情報は、海外質問票の送付時の当該ウェブサイト掲載内容に基づくものです。

る事項についての司法実務の再検討」の 28 項において、「先使用権は裁判判決に基づいて生じるのではなく、民法第 1361 条 (1) に定められた条件が存在することによって生じるので、それによって、先使用権を確立するための主張を裁判所に申し立てる可能性は排除されない。」と定め、この立場を確認している。

(http://vsrf.ru/Show_pdf.php?Id=10333)

<設問>

Q4：趣旨（経済説、公平説等）

貴国の先使用権制度の趣旨について、以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010 年 4 月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

先使用権は、特許により保護されている発明、実用新案、又は意匠の優先日前に、当該特許権者以外の者により当該特許権者と並行して創作された発明の成果物が完成していた場合に、当該特許権者以外の者の利益及び成果物を保護することをその目的としている。

先使用権は、当該優先日前に発明、実用新案又は意匠を実施していた又はそのための必要な準備をしていた自然人又は法人に対して認められるものではなく、当該発明者に関係なく、特許権の付与された解決策と同一のものを実施していた者に対してのみ認められるものである。実施又は準備はロシア連邦の領域内で行われていなければならない。

ロシア憲法裁判所は、技術的及び科学的な創造活動に関与する全ての者の利害調整を図るために、特許権者による市場の独占を防ぎ、特許の無効事由となり得るものとして先使用権を位置付けている。

<回答>

特許権の適用除外及び制限に関する WIPO の調査票に回答した際、ロシア特許庁 (Rospatent) は特に次のように述べている。

「工業所有権の保護に関するパリ条約第 4 条は、条約に基づく出願が提出されたときには、最初の出願の提出日より前に第三者が発明の使用を開始している場合に先使用権が生じることを示唆している。また発明の使用は、それが最初の出願の提出日から条約に基づく出願の提出日までの間に行われた場合には、先使用の権利を行使する理由を構成しない。同条により、優先権の根拠となる最初の出願の提出日前に、第三者が取得した権利は、各条約締約国の国内法に従って留保される。

「古典的な意味の先使用とは、何らかの理由から、自身の技術的研究の成果について適時に特許を取得できなかった者の同様の創造性を奨励することである。したがって、先使用権の所有者は、何らかの理由から発明を権利化できなかった又は権利化することを望まなかった最初の発明者である。先使用権は、既に生産に資本を投じた第三者の利益を保護することを目的としている。」(調査票のセクション 5、問 33 への回答を参照 <http://www.wipo.int/scp/en/exceptions/>)。

ロシア憲法裁判所の立場に関しては、「私たちの理解」に引用されている表現は、民法第 IV 部へのコメントから引用したものであり、憲法裁判所の立場というよりもコメントを行った執筆者の立場を表明している。ここで言及されている憲法裁判所の判決では (2007 年 12 月 4 日のロシア連邦憲法裁判所の判決 N 966-O-Π (http://uristu.com/library/sud/konstitut-sud/konstitut_big_5177/))、憲法裁判所は、先使用と無効とを等価のものにしていず、単に特許の独占を均衡させる典型的な制度として共に言及しているだけである。この判決には、憲法裁判所の立場が、先使用制度について、いかなる意味においても特許を無効にすることと同様だと述べるような解釈を許しているところはない。

<設問>

Q5：制度導入の背景（特定の国の法制等をモデルにしていた等の経緯があるか）

貴国の先使用権制度の導入の経緯あるいはモデルとなった法制について、以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010 年 4 月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

先使用権制度の導入背景—パリ条約第 4 条 (b)：優先権の基礎を構成する最初の出願日前に第三者により取得された権利は、各同盟国の国内法令の定めるところによる。しかしながら、ロシア連邦の法令における先使用権は、多くの先進国に存在する類似の権利とは著しく異なるものである。

<回答>

そのとおりである。パリ条約第 4 条は、「先使用権」制度導入の背景を生み出した。

<設問>

Q6：先使用権が認められるための個別要件及びその解釈

ロシア民法第 1361 条（又はその他）で認められる先使用権の個々の要件とその解釈について、お教えください。

<回答>

- 1) ある者が、ロシア連邦領域内で、特許発明と同一の解決又は発明とは均等な特徴が異なる解決を使用していたか、当該使用のために必要な準備を行っていたこと。
- 2) 解決が特許発明の創作者から独立して創出されたこと
- 3) 使用又は使用のための準備が特許発明の優先日より前に行われたこと
- 4) 当該の者が善意で解決を使用していたこと
- 5) 当該の者は、特許権者に補償を支払わずに、同一の解決を使用することができること。
- 6) 使用の範囲は、特許発明の優先日までに、達成された範囲又は必要な準備がなされた範囲を超えてはならないこと。
- 7) 先使用権は、使用又は当該使用に必要な準備がなされた事業とともにする場合に限り、他人に移転することができる。

<設問>

Q7：善意の意味（条文上の有無と定義の有無）

ロシア民法第 1361 条は、先使用権を得るためには、人の行為として「善意」を要求しています。この「善意」の要件について、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010 年 4 月以降の変更等、ありましたら、お教えください。

<我々の理解>

他人の発明、実用新案又は意匠を借用又は盗用していないこと、すなわち、当該発明、実用新案又は意匠と同一の解決策を独自に開発したこと。

善意と認められる場合の例：

事件番号第 A56-26004/2007 号に関する 2010 年 11 月 1 日付北西連邦管区連邦仲裁裁判所の判決

2010 年 10 月 25 日、ロシアの有限責任会社である製造業者 Vynar が 2009 年 12 月 23 日付のサンクトペテルブルク及びレニングラード州仲裁裁判所の判決及び 2010 年 6 月 10 日付の事件番号第 A56-26004/2007 に関する第 13 仲裁控訴裁判所の判決に対して提起した上訴の手続に関する審理が行われた。

第一審裁判所であるサンクトペテルブルク及びレニングラード州仲裁裁判所は、実用新案第 54236 号の独立請求項において開示された要素の全てが、原告とは無関係に、ロシア連邦の領域内において、当該原告の実用新案の優先日前に、被告により善意で開発されておりかつ被告の製品において使用されていたと判示した。同裁判所は、ロシア民法第 1361 条を適用して、被告が 2005 年 9 月 2 日までに先使用権を取得していたと結論付けた。第 13 仲裁控訴裁判所は、同第一審裁判所の判決を確認した。

北西連邦管区連邦仲裁裁判所は証拠を評価すべき理由を認めなかったことから、第一審裁判所の判決及び控訴裁判所の判決はいかなる変更も加えられず有効とされ、有限責任会社である製造業者 Vynar の提起した上訴について十分な審理はなされなかった。

(c) 善意とは認められない場合の例：

事件番号第 A 40-159512/09-12-1007 に関する第 9 仲裁裁判所の判決は、モスクワ仲裁裁判所による判決に、いかなる変更も加えず確認をした。

モスクワ仲裁裁判所は、高弾性カップリング用のゴムコードシエルに関するロシア連邦特許第 2325566 号に基づく発明に係る独占排他権に対する侵害の停止を命ずる判決を下した。かかる判決において裁判所は、株式会社である STC Ekotayz（被告）が、ロシア連邦特許第 2325566 号に基づく発明が利用されている製品の製造、使用、販売の申出、販売又はその他のいずれの方法により民間の流通経路に置くこと、あるいはこれらを目的として当該製品を貯蔵することを禁じ、さらに、被告に対して裁判所の判断に関する訴訟費用、国税及び弁護士費用を支払う義務を課した。STC Ekotayz の先使用権、すなわち CSC 4000x105 ゴムコードシエルの 1 か月当たり 55 単位の製造、使用、販売の申出又は販売を行う権利の確立に係る被告の反訴は却下された。被告が、原告の発明が存在すること、当該発明が法律上保護されていること、並びに、「ゴムコードシエル EM 400x105」という製品が係争中の発明の要素を全て備えていることを認識していたことは、被告の 2009 年 6 月 29 日付第 78 号の手紙から確認されている。かかる手紙によれば、STC Ekotayz は、原告の顧客であ

る会社から RCS 400x105 型 H-343 の製造及び引渡契約に基づき当該特許製品と類似のゴムコードシエルの生産という依頼を伴った問合せを受けた後に、RCS EM 400c105 の生産を開始している。

優先日前に善意で製品を生産したことは、先使用権を主張する当事者が証明しなければならない。

ゴムコードシエルの生産に関する必要な準備の実施は、2000 年 10 月 17 日よりロシア連邦の標準規格に従って行われている。「新製品の開発及び製造開始の制度。工業用製品。新製品の開発及び製造開始の手続。ロシア連邦国家規格第 15.201-2000 号。」製品を生産に導入するための準備、すなわち、ゴムコードシエルを大量生産するための準備を確認するためのロシア連邦国家規格第 15.201-2000 号の要件によれば、この事実を確認するために必要な証拠は、実施された研究開発に関して作成及び承認された技術的明細書である。

上記書類がなくかつロシア連邦国家規格第 15.201-2000 号の要件が満たされていないにもかかわらず STC Ekotayz が RCS 400x105 を開発していたことから、申立てのされたゴムコードシエルの生産が善意による行為であったことは証明されていないことが確認できる。

<回答>

第 1361 条(1)は、先使用者が善意で行為することを求めている。民法第 10 条(5)によれば、「民法上の関係における当事者の善意及びその者の行為の合理性が推定されるものとする。」したがって、先使用権を主張する者は、善意を証明する必要がなく、悪意の証明責任は特許権者が負う。ロシア連邦最高裁判所は、2015 年 9 月 23 日の「知的財産権の保護に係る紛争解決に関連する事項についての司法実務の再検討」の 30 項において、「反証がない限りは、本件解決の被告による事業への善意の使用、よって被告が先使用権を享受することが推定される。このような状況の証明責任は、先使用権を否定する者、すなわち、本件では原告が負うものとする」と定めて、この立場を確認している。

(http://vsrf.ru/Show_pdf.php?Id=10333)

<設問>

Q8：当該特許権に係る発明者から発明を知得していた場合に認められるか

出願人から発明を知得していた場合に先使用権は認められるか否かについて質問します。

ロシア民法第 1361 条には、「善意で同一の解決方法を考案し、使用していた」とあります。この条文から、われわれは当該実施の発明を「発明者あるいは発明家から直接若しくは間接に取得した第三者」から知得していた場合には先使用権は認められないと理解しています。追加情報、認識の誤り、2010 年 4 月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<回答>

民法第 1361 条(1)は、「発明者から独立して創作された（中略）解決を使用していた者」との文言を含んでいる。この規定から、その者が発明について、発明者から直接的又は間接的に知得していた場合には、先使用権が認められないことは明らかである。

<設問>

Q9：先使用権の基準日はいつか

ロシア民法第 1361 条には、「優先日の前」とあります。この優先日とはパリ条約第 4 条の優先権の優先日を意味するものと考えてよいと理解しています。

追加情報、認識の誤り、2010 年 4 月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

ロシア連邦民法第 1381 条(1)によれば、発明に関する優先権はロシア特許庁に当該発明の出願をした日に成立する。

ロシア連邦民法第 1381 条は、パリ条約の同盟国に発明、実用新案又は意匠の最初の出願をした日に優先権を成立させることもできると定めている。

<回答>

民法第 1381 条及び第 1382 条によれば、発明（実用新案、意匠）の優先日は、以下の日に決定され得る。

- (1) ロシア特許庁に対する出願の提出日
- (2) 対応するロシア出願が (1) の日から 12 か月以内に提出されている場合には、パリ条約に基づく優先日
- (3) 特許庁により「新規事項」の届出が受領された日から 3 か月以内に出願人により個別の出願として新たに提出があった場合には、「新規事項」の特徴の提出日
- (4) 同一出願人が、後の出願を提出する場合において、先の出願の提出日から 12 か月以内に後の出願を提出したときは、先の係属中の出願の提出日。その後で、先の出願は放棄されなければならない。

(5) 親出願が係属中であるときに、分割出願が提出される場合には、親出願の提出日

<設問>

Q10： 実施の準備の意味（定義の有無）

ロシア民法第 1361 条には、「その使用のために必要な準備を行なう」とあります。この「必要な準備」の意味について、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010 年 4 月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

「必要な準備」とは、製造施設を設置したこと及びロシア連邦国家規格に基づき新製品の製造を開始するために必要な準備を行ったことを意味する。

仲裁実務を見ると、特許対象と同一の対象を特定の日時において実施していたことを証明する方法が例示されている。かかる方法は、例えば、特許の付与された解決策が利用されている製品の出荷、製品の製造、製品の製造のための準備を委託する行為、インヴォイス、製造された製品の宣伝用パンフレットの製造のために提供されたサービスを受領することなどである。先使用权の存在を証明する際に特別な役割を果たすが、当該特許権の付与された解決策が利用されている製品が記載された技術文書である。調査は図面、適合証明及び試験報告書に基づいて行われる。正式に承認された製造のための技術明細書及び技術説明書もまた、製品の製造又はそのための準備の証明とみなされる。製造のための装置一式を取得する行為も、発明の実施のための準備を行った日を確認する行為として主張できる。

<回答>

「使用のための準備」についてはロシア特許法には定義がない。知的財産権裁判所は、2014 年 11 月 14 日に出された「先使用权をめぐる紛争関連の事項についての背景文書」第 SP-21/14 号の中で

(<http://ipcmagazine.ru/official-cronicle/on-matters-relating-to-disputes-about-the-right-of-prior-use>, 後の 2 項)、またロシア連邦最高裁判所は、2015 年 9 月 23 日付の「知的財産権の保護に係る紛争解決に関連する事項に関しての司法実務の再検討」の中で (http://vsrf.ru/Show_pdf.php?Id=10333, 30 項)、必要な準備とは、当該事件の事実によって確認される、特定の事業において同一の解決を使用する意図であると理解しなければならない。この場合、解決は、その実施の順序を決定し、客観的にうまく実施できる技術的段階になければならない、と述べられている。

<設問>

Q11： 実施又は準備の実行場所

実施又は実施の準備が先使用权の要件となっている場合、その行為は、どこで行うことが求められていますか（国内、条約締約国の範囲内等）。

<回答>

先使用权の根拠とするためには、実施はロシア連邦領域内で行われなければならない。ただし、準備行為がロシア連邦領域における実施のために行われた場合、準備行為が行われた場所は重要ではない。

<設問>

Q12： 特許出願前に実施していたが、基準日には実施していない場合に認められるか

基準日以前には実施していたが、その後実施を中断し、基準日には実施していなかった場合について質問します。

先使用权の要件である実施について、その実施は出願日あるいは優先日以前に実績があれば十分なのか、あるいは実施の開始から基準日まで継続していなければならないのか、特に、基準日（出願日あるいは優先日）に、実施を中断していた場合でも先使用权は認められるのか、これらの点について、お教えてください。

<回答>

民法第 1361 条によれば、特許発明の優先日前に先使用权者が同一又は均等な発明を実施していれば、先使用权が発生するのに十分である。その点においては、当該先使用の期間も、その継続性も関係がない。先使用权者が発明の実施を中断したとしても、その事実は、先使用权を消滅させるものではない。

<設問>

Q13： 輸入行為が対象となるか

貴国において、輸入する行為は先使用権の対象となるのかについて、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

ロシア連邦の領域内への製品の輸出のみを行っている者もまた、先使用者として認められる。特許権の付与された解決策が利用されている製品の輸入もまた、特許権の対象の実施とみなされているからである。

<回答>

裁判所は、輸入行為を実施態様の一つとみなしているため、その理解で正しい。

<設問>

Q14： 輸入販売の先使用権

外国企業が自国で生産した製品を貴国で輸入販売しようとする場合に、先使用権を確保するために留意すべき事項について、お教えてください。

<回答>

外国企業は（社内で開発したもの又は第三者から受領したものにかかわらず）ロシアに輸入し販売しようとする製品に具現化されている解決の出所、ロシアに輸入し販売した製品又はロシアに輸入し販売しようとする製品の量についての証拠（例えば、社内文書、契約書、請求書、通関書類、ロシアの代理店又は販売店からの報告等）を保管しておくべきである。この回答は、この問題についての我々の理解に基づいて行っているものである。我々の知る限りでは、外国企業が先使用権を主張したり、先使用権を宣言したりした事例はない。

<設問>

Q15： 輸出行為が対象となるか（純粋な輸出行為が特許侵害となる場合）

貴国において、輸出行為が先使用権の対象となるのかについて、お教えてください。

<回答>

法律も法律実務も、この問題に関しては確かな回答は示していない。輸出行為が先使用権主張の根拠として用いられた事例は承知していない。

<設問>

Q16： 実施の意味（新規性との関連：公然実施されていた場合の当該特許の新規性は喪失しないか）

ロシア民法第1361条では、先使用権の要件として「実施」が規定されています。この実施に公然実施（public use）が含まれるとすると、当該特許の出願日あるいは優先日の時点で公知であるとも考えられ、先使用権の問題ではなく、当該特許の新規性の問題とも考えられます。これらを踏まえ我々は先使用権の要件である「実施」と特許の無効との関係について、以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

特許は無効とすることができる。

<回答>

先使用は、当該使用の結果として、発明（実用新案、意匠）が一般に開示されることとなった場合には、特許無効の根拠となり得る。

<設問>

Q17： 先使用権者が実施できる範囲（物的範囲）

先使用権者が実施できる範囲（物的範囲）について詳細にお教えてください。

<回答>

先使用権者は、優先日までに自身が達成した範囲又はそのために必要な準備をした範囲を超えない範囲で、同一の解決を実施する権利を有する。「背景文書」

<http://ipcmagazine.ru/official-cronicle/on-matters-relating-to-disputes-about-the-right-of-pri>

or-use, 最初の2項)の中で、知的財産権裁判所は、この範囲を決定するために、裁判所は、当該事件の当事者の請求に応じて、又は、当該事件の当事者の承諾を得て、金銭的及び経済的な査定を指定することができると言及している。

<設問>

Q18： 生産規模の拡大の可否

先使用権者は、他者の出願後に、生産規模を拡大することが認められるのか、認められるとすれば、どの程度までの拡大が認められるのかについて、お教えてください。

<回答>

特許が付与されている場合には、先使用権者は、特許権者の承諾を得なければ、優先日までに自身が達成したか又は達成するための準備をした範囲を超えて生産規模を拡大する権利を有さない。

<設問>

Q19： 輸入数量の拡大の可否

先使用権者は、他者の出願後に、輸入数量を拡大することが認められるのか、認められるとすれば、どの程度までの拡大が認められるのかについて、お教えてください。

<回答>

特許が付与されている場合には、先使用権者は、特許権者の承諾を得なければ、優先日までに自身が達成したか又は達成するための準備をした範囲を超えて（特定の期間につき）輸入品の量を拡大する権利を有さない。

<設問>

Q20： 実施地域の変更の可否

先使用権者は、他者の出願後に、実施地域の変更をすることが認められるのかについて、お教えてください。

<回答>

先使用権が発生する場合には、ロシア連邦の領域全体が対象となるので、優先権者は、ロシア連邦の領域内の地理的境界によって制限されることはない。

<設問>

Q21： 実施行為（製造、販売、輸入等）の変更の可否

先使用権者は他者の出願後に、実施行為（製造、販売、輸入等）の変更をすることが認められるのか、認められるとすればどの程度の変更までが認められるのかについて、お教えてください。

<回答>

法律も、法律実務も、この問題に対しては確かな回答を示していない。

<設問>

Q22： 実施形式の変更（製法の変更）の可否

先使用権者は、他者の出願後に、他者の出願の出願前に実施していた発明の実施形式と、出願後に実施している発明の実施形式が異なるなどの実施形式の変更（例えば、他者の出願前に、塩酸を使用するA合成方法を実施していたが、出願後に硝酸を使用するA合成方法へ実施行為を変更する。特許権は、酸（塩酸、硝酸の上位概念）を使用するA合成方法とするなど、生産工程が変更される場合が想定されます。）をすることが認められるのか、認められるとすればどの程度の変更までが認められるのかについてお教えてください。

<回答>

法律も、法律実務も、この問題に対しては確かな回答を示していない。

<設問>

Q23： 実施形式の変更（改造等）の可否

先使用権者は、他者の出願後に、生産装置の改造等（他者の出願の出願前に使用していた装置の一部を改造し、改造後の装置も特許のクレーム範囲に含まれる場合を想定しています。）の実施形式の変更をすることが認められるのか、認められるとすればどの程度の変更までが認められるのかについて、お教えください。

<回答>

法律も、法律実務も、この問題に対しては確かな回答を示していない。

<設問>

Q24： 下請企業と元請け企業の先使用権

生産形態の一つとして、我が国では下請生産（他の企業に対して製法等を開示して、その指揮命令により生産を行って、製品の全量を引き取る形態）というものがあります。先使用権が認められると仮定して、下請企業と下請元企業のどちらに、先使用権が認められるのか、また、仮に、下請元企業に認められる場合に、下請先の変更は可能なのかについてお教えください。

<回答>

法律も、法律実務も、この問題に対しては確かな回答を示していない。

<設問>

Q25： 対抗要件（登録要否）

貴国の先使用権制度に関して、これを登録するような制度が設けられているのかについてお教えください。

<回答>

先使用権を登録する制度は存在しない。

<設問>

Q26： 第三者に効力が及ぶか（再販売）

他者の出願後（優先日以降）において、先使用権者が製造した製品を、第三者が購入して「使用・販売（転売）」することは特許権侵害となるのかについて、お教えください。

<回答>

第1359条(6)によれば、次のとおりである。

「次の各号に掲げる行為を行うことは、発明、実用新案又は意匠に係る排他的権利の侵害を構成しないものとする。

…(6) 発明若しくは実用新案を組み込んだ製品又は意匠を組み込む装置のロシア連邦領域内への輸入、実施、販売の申出、販売、その他民間の流通に置くこと、又は当該目的による保管であって、当該製品若しくは装置が、特許権者若しくは特許権者の同意を得たその他の者により、ロシア連邦の領域内における流通に既に置かれていたとき、又は特許権者の許可を得ていないがその民間の流通に置くことが本法に基づき適法であるとき。」

したがって、先使用権者により製造された製品を購入した第三者による実施又は販売（転売）は、特許権の侵害を構成しない。

<設問>

Q27： 移転の可否・態様・譲渡要件等（一般承継に限られるか、事業の実施と伴にする必要があるか等）

先使用権の移転の可否について、お教えください。

<回答>

第1361条(2)によれば、「先使用権は、同一の解決の実施又は実施のために必要な準備が行われた事業とともにする場合にのみ、他人に移転することができる。」

<設問>

Q28： 大が小を飲む合併

先使用権を有する企業の買収や先使用権を有する企業の分社により、先使用権がどのように移転するか
の具体的なケースについて、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月
以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<回答>

法律も、判例も、この問題に関しては回答を示していない。しかしながら、特許権の適用除外及び制限に
関するWIPOの調査票に回答した際に、ロシア特許庁（Rospatent）は、特に次のように述べている。

「…「先使用権は、他人に移転可能である」との条文の文言の「移転」という用語が、狭義に解釈される
可能性はある。例えば、事業の売却契約の枠組内で先使用権を移転する際（民法第559条）、すなわち、先使
用権の引き渡しと事業全体とともにのみ認められる場合である。もっとも、立法者は、先使用権の移転を含
め、事業リース契約（民法第656条）における移転、並びに契約を締結せずに他人に先使用権が移転される
場合（相続、法人の再編、特許権者の財産に対する担保権の行使）をも念頭に置いて、この用語を広義に解
釈していたようであった。」（WIPO調査票のセクション5、問36へのロシアの回答を参照

<http://www.wipo.int/scp/en/exceptions/>）。

<設問>

Q29： グループ企業で先使用権を共有

例えば、グループ企業の一企業に先使用権が認められた場合、他のグループ関係企業にも先使用権が認
められるのか、また、子会社に認められた先使用権は親会社にも認められる、あるいは、親会社に認めら
れた先使用権は子会社にも認められるのかについて、我々は以下のように理解しております。追加情報、
認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<回答>

先使用権は、系列会社／グループ会社を含む企業の間で「共有する」ことはできない。この見解は、民法
の該当条文についての我々の理解に基づいたものである。その条文によれば、先使用権は、対応する解決を
使用していた者若しくは当該使用のための準備を行っていた者（第1361条第1項）、又は先使用若しくは使
用のための準備が行われた事業とともにこの権利を受け取った者のみに先使用権が生じる。我々の承知して
いる限りでは、裁判所が先使用権の「共有」の問題を検討した裁判判決は存在しない。

<設問>

Q30： 外国製品の輸入販売で製造の先使用権が得られるか

グループ企業や親会社と子会社が国内外をまたぐ場合に、グループ企業や子会社が海外で生産した製品
の輸入販売している国内企業には、輸入販売のみでなく、生産についても先使用権は認められるのかにつ
いて、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありま
したら、お教えてください。

<回答>

法律も、法律実務も、この問題に対しては確かな回答を示していない。

<設問>

Q31： 移転の対抗要件（移転後の登録）

貴国において、先使用権の移転が認められる場合、移転について登録する制度がありますか。設けられ
ている場合には、どのような場面、方法で登録するのか（例：移転の対抗要件）、及びその効果について御
説明ください。

<回答>

先使用権の移転は許されているが、当該移転を登録する制度は存在しない。

<設問>

Q32： 再実施許諾の可否

貴国法における先使用権者の再実施を許諾する権原の有無について、お教えてください。

<回答>

先使用权者は、自身の実施権を許諾することはできない。先使用又は使用のための準備が行われた事業とともに移転する方法が、先使用权を移転する唯一の方法だからである（民法第1361条第2項）。

<設問>

Q33：先使用权の消滅又は放棄（事業の廃止、長期の中断との関係）

一旦認められた先使用权が消滅又は放棄されたと判断されることが、例えば、事業の廃止、あるいは長期の中断があった場合にあるのかについて、お教えてください。

<回答>

先使用权には時間的な制約がない。先使用权は特許権の例外であるので、排他的権利が存続する限りは、先使用权も存続する。法律には、先使用权が終了される根拠は定められていない。しかしながら、法人（先使用权者）が、法的に承継されずに清算された場合には、先使用权を含む当該法人の権利も全て消滅するだろう。

<設問>

Q34：先使用权の対価

先使用权が認められた場合、先使用权者は特許権者に対して、対価を支払う必要があるのかについて、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

先使用权制度の趣旨は、特許出願の前になされた努力及び投資に報いることであり、また先使用权の範囲は発明の実施又はそのために先使用权者が既に行った実施のための準備に限定されるので、先使用权者は、特許権者に対して報酬又は実施料を支払う必要がない。

<回答>

その理解で正しい。先使用权者は、実施範囲が優先日より前に達成していた範囲を超えないことを条件として、特許の対象を自由に実施することができる。

<設問>

Q35：先使用权制度の普及啓発

貴国で先使用权制度について普及啓発活動が行われている場合、その概要を御紹介ください（文書が出されている場合には、その入手方法を明示してください）。

<回答>

知的財産権裁判所及び最高裁判所は、2014年及び2015年に背景資料を発行している（<http://ipcmagazine.ru/official-cronicle/on-matters-relating-to-disputes-about-the-right-of-prior-use> 及び http://vsrf.ru/Show_pdf.php?Id=10333, 28-30項）を参照。

<設問>

Q36：先使用权の利用状況

貴国での先使用权制度の利用頻度について、お教えてください。

<回答>

先使用权の実施に関する統計はない。

<設問>

Q37：先使用权の判例の利用可否

貴国において、先使用权を争った裁判例について、データが公表されていまして、入手の方法を御教示ください（インターネット、刊行物等）。

<回答>

2014年4月に諮問委員会 (Advisory Council) (<http://ipc.arbitr.ru/node/13465>) の検討用として提供された背景文書 (案) (http://ipc.arbitr.ru/files/doc/spravka_sip.docx) の中で、知的財産権裁判所は、先使用権が問題とされた事例を幾つか挙げた。またロシア連邦最高裁判所も「司法実務の再検討」の中で (28 - 30 項、http://vsrf.ru/Show_pdf.php?Id=10333)、先使用権に係る事例を幾つか挙げている。

<設問>

Q38：先使用権主張の目的 (抗弁か確認)
貴国で先使用権制度が利用される場面について、お教えてください。

<回答>

先使用権は、通常は特許権侵害訴訟の中で抗弁 (又は反訴) として主張される。しかしながら、原告が特許権者に対する先使用権を主張した事例があった。知的財産権裁判所の「背景文書」で述べられたとおり、「先使用権は裁判判決に基づいて生じるのではなく、民法第 1361 条 (1) に定められた条件が存在することによって生じるので、先使用は、発明、実用新案又は意匠に対する排他的権利の侵害に係る訴訟において、被告の反論の根拠として、及び、先使用権を (確立する) 認定に係る個別の主張 (反訴を含む。) を裁判所に申し立てる根拠として用いることができる。」 (同文書の 1 項、<http://ipcmagazine.ru/official-cronicle/on-matters-relating-to-disputes-about-the-right-of-prior-use> を参照)。ロシア連邦最高裁判所は、「司法実務の再検討」の中で、「裁判所に対して、先使用権を確立する主張を申し立てる可能性」についても確認している (同再検討の 28 項、http://vsrf.ru/Show_pdf.php?Id=10333)。

<設問>

Q39：先使用権が認められた典型的な例
先使用権に関連した判決について、判決が出されていたら、以下に事案を記載するとともに、それぞれの「事件名」、「判決日付」、「判決番号」、「判示事項」及び「事件の概要」を御紹介ください。

<回答>

知的財産権裁判所及び最高裁判所が出した文書では、「先使用」の問題を伴う幾つかの事例が説明されている (http://ipc.arbitr.ru/files/doc/spravka_sip.docx, <http://ipcmagazine.ru/official-cronicle/on-matters-relating-to-disputes-about-the-right-of-prior-use> 及び http://vsrf.ru/Show_pdf.php?Id=10333, 28-30 項を参照)。

もう一つの典型的な事例：

事件第 A 71-5636/2012 号、2012 年 10 月 18 日のウドムルト共和国商事裁判所判決

(http://kad.arbitr.ru/PdfDocument/88659604-d005-4d10-ae2-bda8422dbb33/A71-5636-2012_20121018_Resheniya%20i%20postanovleniya.pdf)

原告 (000 “INVIS-K”) は、特許権者 (000 “NIKA”) を相手として、「アイロン台」の実用新案に係る特許第 101450 号 (優先日：2010 年 10 月 7 日) に関して先使用権を認定するよう求める訴訟を提起した。特許権者は、原告が当該実用新案の優先日より前に当該製品の製造又は販売をしていた十分な証拠を提供しなかったと反論した。裁判所は、技術鑑定を命じ、これに当事者が合意し、ウドムルト商工会議所が実施した。原告は、優先日前に作成され、とりわけ Mikrukov 氏により署名された技術文書を提供した。Mikrukov 氏は、証人として尋問され、氏が原告企業のために働いていた間、アイロン台は当該文書に基づいて製造されたと説明した。

鑑定人には、次の質問がなされた。

- 1) 裁判所に提出された技術文書には、特許第 101450 号の請求項 8 に記載されている全ての特徴が実施されていたか。
- 2) 提出された文書で説明された技術的解決は、特許第 101450 号に基づく実用新案の二つ目の実施形態と同一であったか。

鑑定人は、次のとおり結論付けた。

- 1) 特許第 101450 号の請求項 8 に記載されていた全ての特徴が、裁判所に提出された文書の中で実施されていた。
- 2) 提出された文書で説明された技術的解決は、特許第 101450 号に基づく実用新案の二つ目の実施形態と同一である。

同事件のために収集された証拠 (技術文書、証人の証言、製造契約) は、アイロン台の製造の準備が行わ

れていた事実が確認されたことを証明した。記録された文書が裏付けられ、特許権者は、実用新案の創作者から独立して、原告により同一の解決が創作され、原告が当該実用新案の優先日より前に善意で全ての準備を行ったことへの反証を示すことができなかった。

先使用の範囲を判断する際に、裁判所は、原告から提出された文書からアイロン台 250 台が製造されたことを突き止めた。当該文書は、2009 年 6 月、8 月、11 月及び 12 月付だった。

したがって、裁判所は、原告が収集した証拠全体が、特許権者に金銭を支払うことなく、アイロン台の製造を継続することに対する原告の権利を裏付けていると判示した。

<設問>

Q40： 外国企業の裁判例

先使用権について裁判で争った事例のうち、外国籍企業等が先使用権を主張した事例があれば、御紹介ください。

<回答>

そのような事例については承知していない。

<設問>

Q41： 先使用権立証の証拠

ある発明者が発明の詳細を開示すると、それが模倣される危険性があることを考えて、特許出願することなく発明を実施し、事後に第三者に特許権が付与されたとしても、先使用権を主張すれば、継続して実施が可能であると考えたとします。裁判において先使用権を主張する場合に、あらかじめ、どのような証拠を準備すべきかについて、お教えてください。

<回答>

先使用権を主張する可能性を確保するために、発明者は、例えば、次のような戦略を利用することができる。自己の発明を説明する文書の謄本に公証を受けるか、供託すること（下記の間 47 及び 58 への回答を参照）。例えば、製品の場合、発明者と購入者との間で契約を結ぶことによって、販売の事実を文書化しておくべきである。契約書には、当該製品の詳細な説明を含めるべきである。契約書は事後に、発明を創出した証拠として提出することができる。製品が販売するためのものではなく、発明者自身が使用するものである場合、当該製品は、公証人に供託してもよい。公証人は、公証された製品の写真及び／又は映像証拠を作成することもできる。これが製法の場合には、映像証拠により文書化するのもよいだろう。特許を取得していない発明の実施量は、買い手への請求書（インボイス）により文書化するのもよいだろう。請求書は、例えば、明細書など、製品を証明するものでなければならず、必要であれば、製造者の技術文書と照合されなければならない。

<設問>

Q42： 公証制度の有無（宣誓供述書の利用）

我が国では証拠書類等について、その作成日付や非改竄性を証明するため、公証制度やタイムスタンプサービスが利用されています。貴国において類似の制度があるかについて、お教えてください。

<回答>

ロシアにおける公証の構造と活動は、連邦法「公証に関する法律の基本的原則」により規律されている。

公証人の主な機能は、文書の真正性を証明することである。この目的で、公証人は、宣誓をさせ、国家権限となる。公証人が証明した文書は、公証人の捺印により封印され、登録簿に記録され、公証人がこれを維持し、恒久的に保管する（「公証行為」）。

公証行為を実施し、文書に署名し、封印することにより、公証人は、当事者の同意を公式に証明し、文書の内容に個人的に責任を負う。

<設問>

Q43： 公証制度

貴国において公証制度を提供している代表的な機関の連絡先、HP、料金、利用方法について、お教えてください。

<回答>

ロシアには7000人を超える公証人がいる。そのほとんどが開業しており、中には、国立公証人役場に勤務する者もいる。

連邦法によれば、公証活動を行う際に、公証人は、国立公証人役場に勤務しているか、又は開業しているかにかかわらず、同等の権利を保有し、同一の義務を負う。公証人が正式なものとした文書には、同一の法的効力が備わっている。

現役の公証人全員に関する情報は、連邦公証人会議所（Federal Notary Chamber）のウェブサイト <https://notariat.ru/>、で見つけることができる。同会議所は、公証人の活動を管理・調整している。公証の料金は統一されており、ロシア租税法（第333.24条）で定められている。

<設問>

Q44： 提供される具体的な公証サービスの内容

我が国では公証サービスとして、確定日付、私署証書、事実実験公正証書、電子公証等が提供されています。ロシアにおいて、公証制度のもと提供される公証サービス（タイムスタンプを除く）について具体的にお教えください。

<回答>

連邦法によれば、公証サービスは、とりわけ、取引の証明（委任状、遺言書、契約を含む）、相続証明書の発行、夫婦の共同財産の共有分の所有権の証明書の発行、当該証明書からの文書及び抜粋の認証謄本の作成、文書に記載されている署名の真正性の証明、ある言語から別の言語への文書の翻訳文の証明、一定の場所のある人物が存在することの証明、ある者が写真に表現された者と同一であることの証明、文書の提出期日の証明、証拠の確保などを含む。

このほか、公証人は、法的文書の作成、法律の特殊性に関する相談、謄本の作成、文書の翻訳など、追加サービスを依頼人に提供することができる。

<設問>

Q45： 公証の裁判での法的効力

貴国において、公証によって保証される裁判での法的効力についてご説明ください。

<回答>

文書の公証は、裁判のときに非常に重要な役割を果たす。

例えば、法律に基づき、裁判所に提出される文書証拠は全て、原本が提出されなければならない。文書の写しが提出される場合には、当該の写しは、公証人により適法に認証されなければならない。

さらに、外国の文書は全て、認証（又はアポステイーユを取得）され、ロシア語に翻訳されなければならない。対応する翻訳文は、公証人の認証を受けなければ、裁判所によって認められない。

公証を受けた証拠の方が裁判において証明力があるのは、言うまでもない。例えば、裁判所は、ウェブサイトや単に印刷した物を適切な証拠として受理することを拒絶することができるので、ウェブサイトの内容について公証を受けておくことが常に推奨される。

<設問>

Q46： 公証の裁判事例

貴国において、公証（タイムスタンプを除く）の証拠力が裁判で争われた事例がありましたら、お教えください。

<回答>

先使用権が公証された証拠によって証明された裁判例について、我々は承知していない。

もっとも、ロシアでは、知的財産権の侵害を証明する目的で、テスト購入やウェブサイトなどの証拠の公証は一般的に利用されている。

例えば、事件第 A53-32425/2014 号では、第一審裁判所は、被告が、原告の特許権を侵害する製品をウェブサイト上で販売するために申し出ていたことを確立した。対応する事実は、ウェブサイトの内容の公証により証明された。さらに、控訴裁判所は、公証されたプロトコルが、許容される証拠だとみなされることを確認した。

<設問>

Q47： 製品に対する公証の活用方法

例えば、製品そのものを、先使用权の証拠として保管したい場合、どのように公証制度が利用されるか、また、よく利用されている方法について、お教えてください。

<回答>

連邦法「公証に係る法の基本的原則」によれば、公証人は、証拠を確保し、公証人の面前において、文書の提出期日を証明することができる。

この点で、先使用权の証拠として製品を保存するためには、公証人に当該製品の写真又は図面を提出したり、さらには製品それ自体をその詳細な明細書とともに提出したりすることもでき、それによって公証人は関連資料の提出日を証明することができる。

<設問>

Q48： 映像に対する公証の活用方法

例えば、製造方法を記録した映像を、先使用权の証拠として保管したい場合、どのように公証制度が利用されるか、また、よく利用されている方法について、お教えてください。

<回答>

企業による公証の利用状況に関する公表された資料について、我々は承知していない。

<設問>

Q49： 企業での公証の利用状況

貴国の企業が、先使用权の証拠を確保するために、公証制度を具体的にどのように活用しているかについて、公表された資料あるいは貴事務所での知見があれば、その入手方法と、代表的な企業について利用の概略を、その企業の技術的分野（機械、化学、電気）とともに、例示してください。

<回答>

企業による公証の利用状況に関する公表された資料について、我々は承知していない。

<設問>

Q50： タイムスタンプ機関及び運営主体等

貴国において、タイムスタンプサービスを提供する機関、運営企業等について、その主体、開始時期、サービス概要、運用実績について、お教えてください。

<回答>

<http://cryptopro.ru/>, <https://www.e-notary.ru/>, <http://www.nucrf.ru/>, <http://www.signal-com.ru/> など、ロシアでタイムスタンプ・サービスを提供している法人が幾つかある。タイムスタンプは、正確な日付及び時間の印とデータとを結び付けるもので、タイムスタンプサーバの電子署名を用いて証明されなければならない。

タイムスタンプは、特定の日付及び時間のデータが存在し、その内容がそのとき以降改ざんされていないことを証明することができる。

<設問>

Q51： タイムスタンプの証拠力をさらに高める公的機関

タイムスタンプが付与された資料の証拠力を高めるサービスを提供する公的機関があれば、その具体的内容とともに教えてください。なお、我々の理解は以下です。

<回答>

タイムスタンプ・サービスを提供している公認機関は存在しない。

しかしながら、タイムスタンプ及びその他の暗号サービスを提供する企業は全て、ロシア連邦保安庁の免許・認証・国家秘密保護センター（Center for Licensing, Certification and Protection of the State Secret）の対応する免許を取得しなければならない。

<設問>

Q52： タイムスタンプ会社と ISO の関係

貴国において、タイムスタンプサービスを提供している会社は ISO（ISO/IEC 18014）に準拠しているかについて、お教えてください。

<回答>

ロシア企業が提供するタイムスタンプ・サービスは、RFC3161「インターネット X.509 公開鍵基盤タイムスタンプ・プロトコル（Internet X.509 Public Key Infrastructure Time-Stamp Protocol（TSP）」に準拠している。

このサービスが ISO/IEC 18014 に準拠しているかは承知していない。

<設問>

Q53： タイムスタンプの証拠力

貴国において、タイムスタンプの証拠力について法上の規定は存在するかについて、お教えてください。

<回答>

タイムスタンプ及びその証拠力に関してロシアの法律に具体的な法規は存在しない。

ロシア法には、裁判所に提出される証拠は全て信頼できるものでなければならないとする一般規則が含まれている。

したがって、電子署名により署名され、タイムスタンプの付された電子文書の真正性を確認するために、裁判所には、対応するフォレンジック検査を指定する権限が与えられている。

<設問>

Q54： タイムスタンプの裁判事例

貴国において、タイムスタンプの証拠力が裁判上争われた事例について、詳細にお教えてください。

<回答>

ロシアにおけるタイムスタンプに関する裁判例について、我々は承知していない。

<設問>

Q55： 外国のタイムスタンプの訴訟での有効性

貴国において、貴国以外の国で付されたタイムスタンプの訴訟上の有効性についてお教えてください。

<回答>

外国のタイムスタンプの付された文書が、外国の基準及びプロトコルを用いて暗号化されているので、指定された専門家がフォレンジック検査において、その真正性を認めないおそれはある。

<設問>

Q56： 企業のタイムスタンプの利用状況

貴国の企業が、先使用権の証拠を確保するために、タイムスタンプサービスを具体的にどのように活用しているのか、公表された資料あるいは貴事務所の知見があれば、その入手方法と、代表的な企業について利用の概略を、その企業の技術的分野（機械、化学、電気）とともに、例示してください。

<回答>

タイムスタンプの利用の具体的な方法に関して公表された資料があるかについて、我々は承知していない。

<設問>

Q57： 裁判において、タイムスタンプが付された電子データの存在を立証する手段

貴国の裁判において、タイムスタンプが付された電子データの存在を立証するための一般的な手段（例えば、裁判所にどのような書類を提出するか、等）をお教えてください。

<回答>

上記で述べられたとおり、電子署名により署名され、タイムスタンプの付された電子文書が、裁判におい

て証拠として提出される場合、裁判所は、当該文書とそのタイムスタンプの真正性を確認する目的で、該当するフォレンジック検査の実施を指定する。

検査中は、指定された専門家（恐らくロシアでタイムスタンプ・サービスを提供する企業の一つ）が、当該文書とタイムスタンプが、ロシアの法律及び基準に準拠しているかを確認することになる。

<設問>

Q58： 公証、タイムスタンプ以外の証明力を高める手段

貴国において、公証、タイムスタンプ以外に証拠資料の証明力を高めるため訴訟において有効的な手法がありましたら、お教えてください。

<回答>

公証以外に、文書の写しを供託することにより、証拠を確保することもできる。ロシアでは、複数の営利・非営利企業／組織が、文書の写しの供託に関するサービスを提供している。この写しは、著作権、先使用等を証明するために転用することもできる。

<設問>

Q59： 裁判において、タイムスタンプが付与されていない電子データに関して、その存在を立証する一般的な手段

貴国の裁判において、タイムスタンプが付与されていない電子データの存在を立証（電子データの日付の立証、当該日付以降に電子データの変更・改ざんがないことの立証等）する有効的な手法がありましたら、お教えてください。

<回答>

相手方から裁判中に電子データの改ざんに関して問題とされた場合には、裁判所は、文書が変更・改ざんされたかを確認するために、フォレンジック検査を指定する。

<設問>

Q60： 先使用権制度改正の動き

貴国において、先使用権制度についての法改正の予定あるいは法改正を前提とした論議はあるかについてお教えてください。

<回答>

ロシアにおいて先使用権制度改定の予定はない。